

介護職員等特定処遇改善加算に係る情報公表(見える化要件)について

株式会社ソーシャルライフ

1. 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱの算定事業所

- ソーシャルライフ(訪問介護)
- ソーシャルサポート(訪問介護)
- ソーシャルコート神戸北(特定施設入居者生活介護)
- ふらわあ訪問介護事業所(訪問介護)
- ほんわか訪問介護事業所(訪問介護)
- 訪問介護事業所笑福(訪問介護)
- ソーシャルコート杭瀬(特定施設入居者生活介護)
- ソーシャルコート磯路(特定施設入居者生活介護)
- ソーシャルコート小松(特定施設入居者生活介護)
- ソーシャルライフ恵美須西訪問介護事業所(訪問介護)

2. 職場環境要件

6つの区分のうち、全ての区分でそれぞれ一つ以上の取り組みを行うことで要件を満たすこととなっています。

入職促進に向けた取組	法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等 エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等導入
両立支援・多様な働き方推進	有給休暇が取得しやすい環境の整備
腰痛を含む心身の健康管理	短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
生産性向上のための業務改善の取組	タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減
やりがい・働きがいの醸成	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善